附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定めるりん含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

別表第二　（略）

		二十三					
		し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）					
		二					
		五					
		一					
		二・五					
(三)　第二欄に規定する建築基準法施行令第三十二条第三項に規定する技術上の基準に従って設置されるし尿浄化槽により高度に処理されるし尿を排出する方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ一、二・五、三・五とする。	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(三)に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ八、四とする。	(二)　嫌気性消化法、消化汚泥湿式酸化法、好気性消化法又は活性汚泥法に凝集法を加えた方法により高度に処理するをした方法にし尿を処理するこをした方法にし尿を処理するこ	(三)　嫌気性消化法、消化汚泥湿式酸化法、好気性消化法又は活性汚泥法に凝集法を加えた方法により高度に処理するをした方法にし尿を処理するこ				

別表第二　（略）

		二十三					
		し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）					
		二					
		八					
		一					
		四					
		嫌気性消化法、消化汚泥湿式酸化法、好気性消化法又は活性汚泥法に凝集法を加えた方法により高度に処理するをした方法にし尿を処理するこ					